

令和8年9月6日

馬淵建設株式会社
代表取締役 馬淵 圭雄 殿

「アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その1及びその2)」の回答書に対する再質問書(その1)及び「質問及び要請書(その3～その5)」の回答の督促について

(仮)ガーラ・レジデンス洋光台新築工事
近隣住民一同

前略 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、近隣住民一同は、標記の回答書を令和8年9月4日に受領しました。

また、アスベストの除去工事に関し法的に説明会を開催する規定は無いものの、近隣住民から質問を受けた場合には、命の危険を被る近隣住民が不安に感じたことに
関し、説明を行うことは当たり前のことであり、その点を肝に銘じられたい。しかも、貴社
の営業課長が「書面での提示」を要請したことから、近隣住民一同は、「質問及び要請
書」(その1～その5)を書面として作成したものである。近隣住民からの質問に回答す
るか否かを貴殿等が取捨選択する余地はないことを忠告する。

更に、貴殿等の行動は、アスベスト専門工事業者である2次下請けの創勝のホーム
ページに掲げている、「作業前には近隣住民へのご挨拶や工事の詳細説明を行い、
不安を解消し納得いただけるまで対応します。」に反するものであり、決して許されな
いことに気付かれたい。なお、貴殿等が、本件、アスベストの除去工事を行うことになっ
てから、11カ月が経過し、潤沢な説明期間があったにも関わらず、工事開始の6日前
までに具体的な説明を行わなかった責任は、貴殿等が取るもので、住民には一切の
責任はなく、説明せずに強行突破することはあり得ないことを念のため申し添える。

なお、8/18 の説明会開催日には、①投函された資料及び②現場入口に掲示され
た「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」看板から得た情報を基に、事前に近
隣住民が意見を出し合い、「質問及び要請書」(その1及びその2)を作成し、説明会の
際に作業所長に交付したものである。

漸く、実施された専門工事業者による説明を聞いた後に、近隣住民は、より具体的
になった疑問点について「質問及び要請書(その3～その5)」を提示したが、未だその

回答書を受領していない。従って、アスベスト除去工事に着手(足場の設置を含む)するまでに、至急回答されたい。

また、8/17 に現場出入口に掲示された「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」看板は、記載内容に多くの誤りがあることを 8/18 の説明会の際に作成者である作業所長に指摘したところ、作業所長は「修正いたします。」と快諾したものであるが、未だ、その看板の内容の修正が行われていない。

横浜市の条例によれば、本看板は、工事開始前までに掲示し、周辺住民への理解と不安を取り除くことになっていることを指摘する。即ち、修正がなされなければ、アスベスト除去工事は何時になっても始められないことを貴殿等は認識し、法令に基づいた対応をすることを確認・要請する。

「質問及び要請書(その3)～(その5)」に関しては、近隣住民が最も心配するナマコ壁以外の部分に関し、アスベスト含有についての事前調査を行ったか否か、ナマコ壁のアスベスト除去作業に係る法的措置の疑問点等を含め問い質しているものである。即ち、住民が指摘した全ての個所に関し、調査を行わずにアスベストが有るとみなしてアスベスト除去工事に着手するのであれば、それぞれの個所の具体的なアスベスト除去作業の方法を住民に示さなければならないことになる。

換言すれば、事前の調査において、試料採取を行い、分析をしたのか否か回答し、その分析結果を踏まえ、それぞれに対する作業内容に関して、住民に「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」看板に掲示することが、本件アスベスト除去作業に着手する法に適した第一歩の行動となる。

本件、ナマコ壁、間知ブロック及び出入口の石畳の築造は、アスベストの製造・使用が禁止された2006年以前の構築物であることから、試料採取及び分析を行わない限り、そこにアスベストが存在しないことを立証できるものでないことを念のために申し添える。

令和8年9月3日付けの建築本部長名の回答書における「今後の対応について」に、当社として法令に則り対応すると明確に記載をしていることから、よもや建築主 FJ ネクスと同様な強行突破を図ることはないと思料するが、貴社の建築本部長が回答書の記載内容を厳守しなければ、コンプライアンスに反することをすることを確認されたい。

近隣住民相互間で、回答書の記載内容の意見交換及び再質問の意見集約を行ったところ、下記の再質問が寄せられたので、その内容を下記に記載する。アスベスト除去工事(足場の組み立て含む)着手前までに、回答されたい。

記

1 「質問及び要請書（その１）」の質問項目 1、8 及び 9 における回答で記載がある「アスウエット G」について

8/18 の説明会において、近隣住民は剥離剤を使用しないことを創勝の責任者から確認した。従って、質問書の剥離剤は飛散防止剤のアスウエット G に読み替えて回答することを要請したが、専門知識がない馬淵建設の作業所長らは、その点を聞き逃した回答になっている。

そこで、住民が指摘した、アスウエット G に関して再質問する。

回答書の別紙において、アスウエット G の SDS が添付されているが、馬淵建設の回答者は、この SDS の読み方に慣れていない模様である。また、質問事項 9 の回答において、「有機溶剤は使用しないので、有機溶剤用の防毒マスクについては、本件工事では該当しません。」とまで断言している。専門知識を有する住民まとめ役（元労働基準監督官）として、驚愕の極みである。

まずは、アスウエット G に関する SDS の読み方を教示するので参考とされたい。SDS の最初のページに赤色で囲われた「！」及び「人の肺の中に☆」のマークがある。前者のマークは「急性毒性」を、後者のマークは「呼吸器感作性（呼吸毒性）」を示すものである。この2つのマークが重なった場合は嚴重注意である。

アスウエット G を使用する事業者は、SDS において、このマークを見掛けた場合は、その後の注意書きに応じた対策を取ることが、労働安全衛生法で定められている。本アスウエット G の SDS を読み解くと、3ページ目の

「7 取り扱い及び保管の注意事項」として

（注意事項）

皮膚に触れないようにする。

目に入らないようにする。

吸入や接触による皮膚や眼に刺激や炎症をおこすおそれがあること。

安全取扱注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。

引く続き、4ページ目に

「8 ばく露防止及び保護措置」として

管理指標

管理濃度

(エチレングリコールモノー n ーブチル)

作業環境管理評価基準(1995) $\leq 25\text{ppm}$

保護具

呼吸用保護具

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

と記載されている。

即ち、成分である「エチレングリコールモノー n ーブチル」が、正に有機溶剤に該当し、吸入した時の毒性を防止する観点から、換気が不十分な場所での使用は有機溶剤用の防毒マスクの着用が規定されているものである。

なお、本製品のメーカーである菊水化学工業のホームページによれば、「アスベスト飛散防止剤「アスウエット G」を水で希釈しても、薬剤自体の危険有害性(毒性)や、取り扱い時の安全対策が変わるものではない」と記載されている。

そうすると、「質問及び要請書(その2)」の元請け馬淵建設に対する質問6の回答において、「隔離養生完了後、アスベスト除去前に対象箇所を湿潤化するために、(アスウエット G を)10 倍希釈にて散布します。」との記載であるが、上記解説のとおり、いくら希釈しても、その毒性は変わらず、隔離養生した環境下でのアスウエット G の使用には、近隣住民が質問事項の中で指摘したとおり有機溶剤用の防毒マスクの着用が義務付けられることになる。

8/18 の説明会の席において、住民が創勝の責任者にその点を指摘したところ、怪訝な素振りや、そのことを認識している様子はなかったものである。本件作業において、このまま、回答書のとおり、有機溶剤用の防毒マスクを使用しなければ、有機溶剤中毒を発症させる事案となる。

上記記載事項を考慮せずに、元請けが「アスウエット G」は安全だと誤認し、有機溶剤中毒を発生させた場合、2次下請け創勝の責任者が安全衛生法違反の疑いがあるとして立件されることは元より、元請け馬淵建設の作業所長も共犯として立件されることを指摘しておく(本再質問書において、安全でないことは指摘済)。

なお、今回、回答書が馬淵建設の建築本部長名で回答されたことから、同建築本部長も災害発生時に共犯として立件される可能性があることを、併せて指摘する。

SDS は、十分に読み込んで、それに応じた対応をすることが最重要となる。

そこで、再質問する。

「アスウエット G に対し有機溶剤用の防毒マスクを使用するのか否か、アスベストに関する防じんマスクとの併用はどうするのか教示されたい。」

2 石綿作業主任者の配置について

8/18 の説明会の際に、前日に「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」看板に表示された石綿作業責任者が創勝の責任者として出席した。その際、住民が、石綿作業主任者であれば、現場常駐義務があることを指摘したところ、その責任者は、当該工事期間は大阪から1か月間の長期出張をし、現場常駐することを確約した。

今回の回答書において、現場の安全衛生管理体制が別紙にて示され、2次下請け創勝の安全衛生推進者(責任者)は、8/18 に出席した責任者とは異なる氏名の者が記載されているが、石綿作業主任者が交替したのか否か回答されたい。

3 労働基準監督署への届出に関して

「質問及び要請書(その1)」の質問項目3の回答として、「なお、下地調整塗材は法令上、石綿含有成形板等」に区分されますが、環境省・厚生労働省のマニュアルでは、原形のまま取り外すことが困難であることから湿潤化が必要とされ、仕上塗材と合わせた飛散防止措置を行うこととされています。」と記載されている。

従って、本件ナマコ壁の下地調整材塗材は、湿潤化を図る義務が生じ、レベル2以上の作業となり(本件はレベル1の管理を選択)、労働基準監督署への作業計画の届出を、作業開始の14日前までに行う必要があるものと思料する。

そこで、再質問する。本件は、横浜南労働基準監督署に石綿作業に係る当該届出を、何時行ったのか回答されたい。

4 ナマコ壁のアスベストの有無の調査結果の数値に幅があることの再説明

「質問及び要請書(その2)」の項目2の回答において、「外構壁に関しては、事業主からの調査報告書に順じ、1か所採取にて全体を同じとみなしています。」と回答している。その分析結果の数値に0.1—5%の幅があるものである。

そこで、再質問する。何故そのように幅のある表示になっているのか教示されたい。

5 アスベスト除去作業時の道路占用許可に関して

「質問及び要請書(その1)」の元請けに対する質問項目1の回答に対し、幾ら読んでも理解不能な文書が記載されているが、この項目の質問要旨は「アスベスト除去作業において、東側においては、敷地内での仮囲いの設置が可能か否か？」を単純に問い質したものである。

8/18 の説明会において、作業所長は、「東側に関しては、アスベスト除去作業中

は、敷地内での仮囲いとして、間知ブロック解体時に30センチ道路占有の許可申請を行い、仮囲いの盛替え作業を行う」と住民の前で約束した(録音あり)。

また、住民まとめ役が、8/24 に磯子土木事務所の担当者に架電し、確認したところ、①8/21 に道路占有許可申請の変更申請を馬淵建設の作業所長が来訪・提出し、②8/24 に変更申請に伴った、「アスベスト除去工事期間中は東側に関しては、敷地内で仮囲いの設置を行う」旨の変更許可書を交付した説明を受けた。

そこで再質問する。住民まとめ役が、磯子土木事務所に確認した上記内容に間違いがないか否か回答されたい。

6 作業がないから誘導員は配置しないとの論理について

「質問及び要請書(その1)」の質問事項4の回答について再質問する。住民の質問の趣旨は、「擁壁(間知ブロック)解体時に仮囲いが敷地外に30センチ出っ張り、通学路の危険が伴うことを貴殿等が認識し、作業中は誘導員3名を配置し適切な誘導を行い、児童の安全対策を講じる」と説明したことから、作業が有ろうと無かろうと、同様な危険は四六時中存在するので、その対応はどうか?と質問したものである。

その回答が、「夜間、休日等の作業を行っていない時間帯については、作業はありませんので、工事中と同様の誘導員を常時配置するものではありません。」では、理論をすり替えた、余りにも的外れな回答である。

即ち、仮囲いが敷地外に出っ張った際の通学路の危険性は四六時中、まったく同様であり、この回答では意味のない記載となる。再度の回答を求める。

7 その他

近隣住民から、追加の再質問があった場合は、後日、再質問書(その2)を送付するので、その際は、適宜適切に回答されたい。

以上

参考) 未だ回答が無い、「アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その3)～(その5)」を、別紙にて添付するので至急回答されたい。

注) 本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿らの回答書についても同様な扱いとする。